

# 提 言 書

補助金の適正化について

平成21年9月

恵那市行財政改革審議会

# 目 次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| はじめに                     | 1  |
| I 市単独補助金に関する課題の整理        | 2  |
| II 市単独補助金見直しの目的          | 2  |
| III 市単独補助金適正化指針          | 3  |
| 資料1 審議会で検討された事項          | 7  |
| 1 地域振興関係補助金について          | 7  |
| 2 同一あるいは同種の団体に対する補助金について | 8  |
| 3 同一あるいは同種の事業に対する補助金について | 9  |
| 資料2 審議会が出された意見           | 10 |
| 1 市単独補助金全般について           | 10 |
| 2 地域振興関係補助金について          | 12 |
| 3 同一あるいは同種の団体に対する補助金について | 15 |
| 4 同一あるいは同種の事業に対する補助金について | 16 |
| 資料3 審議会開催状況（補助金の適正化について） | 18 |
| 資料4 恵那市行財政改革審議会条例        | 19 |
| 資料5 恵那市行財政改革審議会名簿        | 20 |

## はじめに

本審議会は、平成20年12月25日、市長から「市単独補助金の適正化」について審議・提言する旨の提案を受けました。その内容は、合併から4年間が経過したことを踏まえ、未調整の合併協定の調整項目に沿い、現在の市単独補助金について公益性、有効性、公平性等の観点から検証し、今後のあり方についての提言をするというものでした。

市単独補助金については、合併協定項目の中で、「補助金・交付金等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情・公益性・有効性・公平性に配慮しながら、新市において速やかに調整する。」とされています。

市では平成17年度に「恵那市単独補助金の見直し案」を作成し、行財政改革大綱及び行財政改革行動計画に基づき補助金の総額抑制と一部の補助事業について廃止等の見直しを進め、当審議会では行財政改革の推進について調査審議をしてきたところです。

当審議会では、以下の①～④の合併協定項目について公益性、有効性、公平性、地域の実情等を念頭に置き、今後の補助金のあり方について延べ6回の会議を開催し、審議を行いました。

### 【合併協定項目の調整事項】

- ①補助金・交付金については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情、公益性、有効性、公平性に配慮しながら、新市において速やかに調整する。
- ②各市町村独自の補助金については、従来の実績等を尊重し、新市全体の均衡を保つように調整する。
- ③各市町村で、同一あるいは同種の団体に対する補助金等については、関係団体等の理解と協力を得ながら、統合等の推進を考慮し調整を図る。
- ④各市町村で、同一あるいは同種の事業に対する補助金等については、制度の統一化に向けて調整を図る。

ここに、これまでの審議内容を、補助金本来のあるべき姿を踏まえ、市単独補助金の見直しの視点や基本的な考え方としてとりまとめたので報告します。

## I 市単独補助金に関する課題の整理

### 1 市単独補助金全般について

市には、補助金等の交付に関し、基本的な事項を定めた補助金交付規則と一部の補助金について補助金交付要綱等があります。今まで市全体における明確な補助金交付の基準が定められていませんでした。また、各種補助金で既得権化されているように見受けられるものや、毎年同じ額が補助されているものなどについては、各種団体の自助努力が欠如しているようにも思われます。

### 2 地域振興関係補助金について

市町村合併により、地域間格差をもったまま継続している市単独補助金等については、旧町村単位の祭事や伝統文化の継承等、地域振興施策として位置づける一方、地域間格差が存在し、公平性の観点から、格差の解消をしていく必要が生じています。

### 3 同一あるいは同種の団体に対する補助金について

同一あるいは同種の団体に対する補助金は、合併協定項目の「公共的団体等の取り扱い」についての調整で、18 団体中 17 の団体で再編や統合が行われ、補助金についても 1 本化されています。現在補助金を出している同一あるいは同種の団体は、現時点では統合や再編は困難であると考えられますが、補助金の交付については適正化（公益性、有効性、公平性）の観点から見直しが必要です。

### 4 同一あるいは同種の事業に対する補助金について

同一あるいは同種の事業では、個々の事業で補助率や補助金の額が違い、公益性、有効性、公平性の観点から見直しが必要です。

### 5 その他

恵那市全体の課題として、平成 27 年度からは、合併特例期間の終了に伴い、普通交付税が大幅に減少していくことが見込まれることから、恵那市全体として予算規模を縮小していかざるを得ない状況の中、限られた財源をより公平に、効率的に活用していく必要があります。

## II 市単独補助金見直しの目的

限られた財源をより効果的に活用するため、補助金等の総額を抑制していく中でも、協働のまちづくりの観点から、市民の参加意欲を高め、多様な市

民活動がより活発に展開されるよう促していく必要があります。

そのために、自助努力をもってしても不足する分を補助するという考えを徹底し、個々の補助金等の必要性や効果について、客観的な視点から十分なチェックが行われ、相対的に役割の小さくなったものが適時廃止、縮小される一方で、新たな必要性の高いものは、時期を逃さず補助を行う仕組みを構築することが求められています。

## Ⅲ 市単独補助金適正化指針

市単独補助金について、統一したルールとして「恵那市単独補助金適正化指針」（以下、「指針」という。）を策定し、地域間格差を解消しながら、市全体で公平な運用を行うことが望ましいと考えます。

### 1 目的

市の財政計画がますます厳しくなることが見込まれる中、限られた財源をより効果的に活用するため、補助金適正化指針を策定する。

### 2 基本的な考え方

補助金については、自助努力をもってしても不足する分を補助するという考えを徹底すること。

また、補助対象事業、補助対象事業費、補助率について明確な基準を定めるとともに、個々の補助金等の必要性や効果について、客観的な視点から十分なチェックを行うこと。

### 3 補助対象事業

補助対象事業は、下記のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助金の交付が客観的にみて公益上必要であり、以下の項目のいずれかを満たすこと
  - ①地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められる事業であって、特定の者のみの利益に終わることのないもの
  - ②社会福祉の増進に著しく貢献する事業、または、文化・芸術・スポーツ等の推進に著しく貢献する事業
  - ③市の施策として推進する事業を団体、個人に対して奨励しようとするもの
  - ④地域の経済、産業の振興、雇用の促進の分野において、市が積極的に普及、支援する上で、事業推進を図るための援助が必要な事業
- (2) 補助金の交付に対して、費用対効果が認められること
- (3) 事業活動の目的、視点、内容などが社会・経済情勢に合致していること
- (4) 行政と市民の役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること

#### 4 補助対象事業費

補助金の対象事業費についてはその内容を明確にすること。その際、下記項目に該当する事業費は、原則対象としないこと。

- ①交際費、慶弔費、懇親会費に係る経費
- ②社会通念上、適切な範囲を超えた経費
- ③単なる物品などの配布で終わる経費

#### 5 補助率

対象事業費に対する補助率は、公益上の必要度に応じて判断し、原則として以下の基準に従うこと。ただし、別途要綱等で定められているものはこの限りではない。

| 基準                                 | 補助率         | 内容   |
|------------------------------------|-------------|--|
| (1) 行政を補完している団体等に対するもので、市の施策上必要な事業 | 10/10<br>以内 | 行政を補完する団体などが行うサービスや事業で、本来行政が直接行うべきか、それに匹敵する程度に公共性や公益性が高いもの   |
| (2) 受益の範囲が不特定多数に及ぶもので、市の施策上必要な事業   | 1/2<br>以内   | 必ずしも行政が行うべきサービスや事業とまでは言えないが、公共性や公益性が高く、事業実施の結果、受益が不特定多数に及ぶもの |
| (3) 受益の範囲が特定しているが、市の施策上必要な事業       | 1/3<br>以内   | 必ずしも行政が行うべきサービスや事業とまでは言えないが、公共性や公益性が高く、事業実施の結果、受益が特定されているもの  |

#### 6 種類別補助金のあり方

合併協定項目で取り上げられている3つの分類に仕分けされる市単独補助金については、下記のとおり整理をする。

##### (1) 地域振興関係補助金のあり方について

地域振興関係補助金など地域独自の補助金については、地域協議会への包括的な補助金に組み替えた方が良いと判断できるものは、移行すること。そして、総額の抑制を図りながら、包括的補助金として、地域協議会による事業選択ができる仕組みを構築すること。また、補助金予算の繰越制度的な、住民の創意工夫を動機付ける仕組みも検討すること。

##### 【包括的補助金のイメージ】

ステップ①地域予算枠の決定

ステップ②地域協議会の議を経て、事業を選択、事業計画を決定

- ステップ③事業計画書に基づき、補助金交付を申請
- ステップ④事業の実施
- ステップ⑤実績報告、精算手続き

## (2) 同一あるいは同種の団体に対する補助金のあり方について

同一あるいは同種の団体に対する補助金については、団体の再編や統合による一本化が望ましいが、現時点で統合等ができない事情を有する団体については、公益性、有効性、公平性の観点から調整を行い、当分の間は恵那市単独補助金適正化指針に基づき補助金を交付していくべきと考えます。

## (3) 同一あるいは同種の事業に対する補助金のあり方について

同一あるいは同種の事業に対する補助金については、各種団体と協議し、一本化する方向で調整していくべきと考えます。ただし、地域振興的補助金に関する事業については、「地域振興的補助金でのあり方」に基づき包括的補助金の中で考えていくべきです。

## 7 交付期間

全ての補助金について、交付期間は3年以内とし、3年をもって見直しを行うこと。なお、国、県等の制度による上乗せ補助金については、その補助期間終了をもって原則終了とする。

## 8 補助金の検査、見直し

### (1) 補助金の検査

交付申請時には、事業計画、補助対象事業費について精査の上、交付決定すること。

事業の終了時には、速やかに検査を行い、被補助団体等の会計処理及び補助金の使途が適切であることを確認すること。

### (2) 特に見直し、廃止の対象となる補助金について

下記に該当する補助金については、特に見直しを行うこと。

- ①会計処理が不適切なもの
- ②使途が不適切なもの
- ③前年度からの繰越金、当該年度の余剰金が多額なもの
- ④補助事業の内容に相応しい金額を他の科目で支出すべきもの。(委託料や扶助費等)
- ⑤総事業費に対する補助金の割合が極めて低く、補助の効果がほとんど期待できないもの
- ⑥施策の浸透や普及により事業の目的が達成されたもの
- ⑦社会情勢の変化等により、施策が目指す目的と適合しなくなっており、必要性が薄れているもの
- ⑧交付団体の会費等自主財源のないもの

- (3) 補助金の見直しの仕方についての明確化  
補助金の見直しの仕方について、明確化すること。

**9 補助金の縮小、廃止に関する経過措置**

見直しにより縮小、廃止するとされた補助金は、原則3年以内で、段階的に縮小、廃止すること。

**10 市単独補助金の総額抑制について**

市では、平成17年度に策定した恵那市行財政改革大綱と恵那市行財政改革行動計画に基づき、行財政改革を推進し、義務的経費、その他経費等の削減により捻出されたお金をまちづくりに必要な経費に充ててきました。

しかし、少子高齢化や人口減少、経済情勢の悪化に伴い市税収入の減が見込まれる一方、平成27年度以降には合併特例期間の終了に伴い、地方交付税が大幅に減少することは避けられない状況となっています。こうした状況の中、今後も自律した財政運営を行っていくことが求められており、補助金についても削減目標値を定めて、抑制を図ることが必要です。

**11 市単独補助金の適正化の進行管理について**

市単独補助金の適正化の進行管理については、恵那市行財政改革推進本部を中心に、恵那市行財政改革審議会に定期的に報告を行いながら進行管理を行うこととする。



## 資料1 審議会で検討された事項

### 1 地域振興関係補助金について

合併協定項目では、「各市町村独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、新市全体の均衡を保つよう調整を図る」とされていました。その趣旨をふまえつつ、公平性の観点から、今後の地域振興補助金のあり方についての審議を行いました。

#### (1) 地域振興関係補助金

(単位：千円)

| 補助金交付団体名        | 事業名                 | 補助率    | H19<br>補助金額 |
|-----------------|---------------------|--------|-------------|
| 岩村城再建構想実行委員会    | 岩村城再建構想実行委員会補助金     | 定額     | 1,620       |
| 岩邑小中学校文化財保護協会   | 岩村地域交流事業補助金         | 定額     | 717         |
| おかあさんの畑の会       | おかあさんの畑の会事業補助金      | 定額     | 350         |
| 山岡町地域女性部        | 山岡町地域女性部環境整備活動事業補助金 | 10/10  | 80          |
| NPOまちづくり山岡      | ふるさとまつり事業補助金        | 定額     | 800         |
|                 | 秋の祭典事業補助金           | 定額     | 572         |
|                 | 町内美化清掃活動補助金         | 10/10  | 300         |
|                 | 社会体育推進事業補助金         | 10/10  | 117         |
|                 | ふれあいサロン事業補助金        | 定額     | 242         |
| 山岡町レディースネットワーク  | レディースネットワーク事業補助金    | 10/10  | 288         |
| 恵南商工会青年部        | わんぱく相撲事業補助金         | 定額     | 41          |
| かえで祭実行委員会       | かえで祭実行委員会補助金        | 定額     | 815         |
| 町民レクリエーション実行委員会 | 町民レクリエーション実行委員会補助金  | 10/10  | 365         |
| 花飾り実行委員会        | 花飾り実行委員会事業補助金       | 定額     | 73          |
| ささゆりクラブ         | ささゆりクラブ補助金          | 1/3 以内 | 121         |
| 串原ふるさと祭実行委員会    | ふるさと祭補助金            | 定額     | 372         |
| さくらまつり実行委員会     | さくらまつり補助金           | 定額     | 99          |
| 串原花飾り実行委員会      | 花飾り事業補助金            | 10/10  | 432         |
| 串原運動会実行委員会      | 運動会事業補助金            | 10/10  | 99          |
| 上矢作ふるさとまつり実行委員会 | ふるさとまつり補助金          | 定額     | 450         |
| 福寿まつり実行委員会      | 福寿まつり補助金            | 定額     | 2,250       |
| 町民運動会実行委員会      | 町民運動会補助金            | 10/10  | 450         |

※取り消し線の付いた事業は、H20 もしくは H21 から補助金が廃止となった事業

## 2 同一あるいは同種の団体に対する補助金について

合併協定項目では、「各市町村で、同一あるいは同種の団体に対する補助金等については、関係団体等の理解と協力を得ながら、統合等の推進を考慮し調整を図る」とされています。合併時には、旧市町村に同一あるいは同種の団体が多く存在し、これまでに多くの公共的団体が統合等を進めてきましたが、国際交流関係、労働関係、商工関係、農業関係について、同一あるいは同種の団体に対する補助金が現在も存在することから、この観点から補助金の適正化について審議を行いました。

### (1) 国際交流関係

(単位：千円)

| 補助金交付団体名      | 事業名            | 補助率 | H19<br>補助金額 |
|---------------|----------------|-----|-------------|
| 恵那市国際交流協会     | 国際交流事業補助金      | 定額  | 7,900       |
| 上矢作町モンゴル国友好協会 | モンゴル国友好協会活動助成金 | 定額  | 2,430       |

### (2) 労働関係

(単位：千円)

| 補助金交付団体名           | 事業名              | 補助率 | H19<br>補助金額 |
|--------------------|------------------|-----|-------------|
| 明智町労働者協議会(※)       | 明智地区勤労者団体行事協賛補助金 | 定額  | 324         |
| 恵那地区労働組合協議会        | 恵那地区労働組合協議会事業補助金 | 定額  | 461         |
| 岐阜県労働者福祉協議会中恵支部(※) | 岐阜県労働者福祉協議会事業補助金 | 定額  | 45          |

※H21 より明智町労働者協議会が岐阜県労働者福祉協議会中恵支部の下部組織となり補助金も統合された。

### (3) 商工関係

(単位：千円)

| 補助金交付団体名 | 事業名                 | 補助率 | H19<br>補助金額 |
|----------|---------------------|-----|-------------|
| 恵那商工会議所  | リニアエクスプレス停車駅誘致事業補助金 | 定額  | 700         |
|          | 商工業振興補助金            | 定額  | 1,000       |
|          | 有料従業員表彰事業補助金        | 定額  | 130         |
|          | 新年互例会事業補助金          | 定額  | 200         |
|          | 調査広報活動事業補助金         | 定額  | 500         |
|          | 商業まちづくり事業補助金        | 定額  | 100         |
|          | 匠大学講座補助金            | 定額  | 350         |
|          | 小規模事業改善事業補助金        | 定額  | 3,020       |
|          | 工業振興補助金             | 1/2 | 1,000       |
|          | 計                   |     |             |
| 恵那市恵南商工会 | 空き店舗活用支援事業          | 定額  | 210         |
|          | 楽市街道祭り補助金           | 定額  | 2,000       |
|          | 恵南商工会事業運営補助金        | 定額  | 25,000      |

|  |         |    |        |
|--|---------|----|--------|
|  | 物産展開催事業 | 定額 | 80     |
|  | 計       |    | 27,290 |

※取り消し線の付いた事業は、H20 もしくは H21 から補助金が廃止となった事業

#### (4) 農業関係

| 補助金交付団体名        | 事業名       | 補助率 | H19<br>補助金額 |
|-----------------|-----------|-----|-------------|
| えな土地改良区運営補助金    | えな土地改良区   | 定額  | 8,355       |
| 飯地住環境組合運営事務費補助金 | 飯地住環境組合   | 定額  | 1,600       |
| 美濃東部土地改良区運営補助金  | 美濃東部土地改良区 | 定額  | 6,000       |

※取り消し線の付いた事業は、H20 もしくは H21 から補助金が廃止となった事業

### 3 同一あるいは同種の事業に対する補助金について

合併協定項目では、「各市町村で、同一あるいは同種の事業に対する補助金等については、制度の統一化に向けて調整を図る」とされており、「2 地域振興施策的補助金について」を考慮した上で、審議を行いました。

#### (1) 同一あるいは同種の事業に対する補助金

(単位：千円)

| 項目          | 事業名                            | 地域名 | 補助率   | H19<br>補助金額 |
|-------------|--------------------------------|-----|-------|-------------|
| 男女共同参画関係    | レディースネットワーク事業補助金               | 山岡  | 10/10 | 288         |
|             | ささゆりクラブ補助金                     | 串原  | 1/3   | 121         |
|             | 〈関連〉男女共同参画社会推進経費（「男女のわ」ネットワーク） |     | 全市    | 直接経費        |
| 美化活動関係      | 山岡町地域女性部環境整備活動事業補助金            | 山岡  | 10/10 | 80          |
|             | 町内美化清掃活動補助金                    | 山岡  | 10/10 | 300         |
|             | 花飾り実行委員会補助金                    | 明智  | 定額    | 73          |
|             | 花飾り事業補助金                       | 串原  | 10/10 | 432         |
| 地域イベント      | ふるさとまつり事業補助金                   | 山岡  | 定額    | 800         |
|             | 秋の祭典事業補助金                      | 山岡  | 定額    | 572         |
|             | かえで祭実行委員会補助金                   | 明智  | 定額    | 815         |
|             | ふるさと祭補助金                       | 串原  | 定額    | 372         |
|             | さくらまつり補助金                      | 串原  | 定額    | 99          |
|             | ふるさとまつり補助金                     | 上矢作 | 定額    | 450         |
|             | 福寿まつり補助金                       | 上矢作 | 定額    | 2,250       |
|             | 〈関連〉恵那ふるさと祭事業補助金               | 全市  | 定額    | 4,000       |
| スポーツ（運動会）関係 | 社会体育推進事業補助金                    | 山岡  | 10/10 | 117         |
|             | 町民レクリエーション交流会実行委員会補助金          | 明智  | 10/10 | 279         |
|             | 運動会事業補助金（小中学校含む）               | 串原  | 10/10 | 99          |
|             | 町民運動会補助金                       | 上矢作 | 10/10 | 448         |

※取り消し線の付いた事業は、H20 もしくは H21 から補助金が廃止となった事業

## 資料2 審議会で出された意見

### 1 市単独補助金全般について

| 合併協定項目  | 調整内容  |
|---------|---|
| 補助金・交付金 | 補助金・交付金については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情、公益性、有効性、公平性に配慮しながら、新市において速やかに調整する。 |

#### 【委員意見】

##### ア) 基本的事項

- 合併から4年経過しているので、徹底した見直しが必要である。
- もう少し仕組みを考え、一元化して管理すると効率的に使えるのではないか。
- 「職員互助会補助金」について、職員の福利厚生費をこの表の中に入れるのは適当ではないのでないか。
- 政務調査費補助金について、補助金ではなく毎月の手当て等で賄えないのか。
- 観光補助金について、たくさんの補助金が出ているが、その効果が良くわからず寂しい気がする。
- 「協働のまちづくり」が重要で、自助努力が大事であり、自助努力でできないものに対して助成が必要。
- 経済が右肩上がりの時代と今のように右肩下がり時代では補助金のあり方は変わってくるので、そういう背景を考えないといけない。
- 「恵那市の単独補助金の見直しについて」に尾ひれをつけていけばよいと思う。
- 補助金を交付されている団体が、いかに公益的利益になるかということを考えなければならぬ。また、補助金収入が減る中で、どう効率よく行うかも大事である。
- 補助金の額や率を減らすと補助金が零細化してくるので、個別補助金という考え方をやめ総合化するという方法もある。
- それぞれの補助金制度についてはそれなりの根拠（妥当性など）がある。その根拠を今の時代にもう一度見直すことが大事。
- 恵那の地域にとって公益性や必要性に濃淡がある。公益性があるからどうなのだという事になると全部同じになる。
- 財政の削減、効率化という視点も必要である。自治体の財政が破綻することほど地域住民にとって悲惨なことではない。
- 目標としてこれくらいは減らさないといけないというものが、どこかで基準がないと、考える立場としてうやむやというか、持っていきようがない。
- 補助金については一つの基準があってそれに従ってということ。この事業をやって求められる効果というものが本当に達成できたのかどうかというあたりをきちんと検証した上で、一定の基準に従ってやるのが本来の姿ではないかと思う。
- それぞれの事業としてきちんと成り立っていて、それが適正に運営されていて、結果としてどういう結果が出つつあるのか、また出たのかがわからないので、一つ一つのものを見ながらそれを精査していくことは不可能と思う。ですので、目標値があるとやっていきやすい、考えやすいと思う。

- 工夫をしていくことによって補助金の抑制をしていくという方向性で考えていくというような形が一番良いのではないかと思う。
- 民間だったら全部ゼロからスタートということだと思うので、そういう点からも考えていただきたいと思う。
- 5年の削減計画というものをある程度出して、少なくした分、どこを強化してどこに回していくのかというものを明確にしておいたほうがいいのかと、やはり目標というものがある程度あった方がいいのかなと思う。
- 恵那市の場合は歳出削減という枠が入っているので何かの指標に連動させるというのはあり得ると思う。でもそれは歳入、収入、そういうもので連動させてしまうと借金も歳入なので、お話であったものは、自主財源の伸び率だとか独自財源の伸び率だとか、そういうもの自前収入、自前独自収入に連動させたらどうかという提案だと思うので、それは考えられることかもしれないと思う。
- 人件費等の適切なものというのは政府でやっているが、いろいろな補助金などの申請を出すときに事務費や給与費、人件費はどこまでといった概略、水準は決まっているので、また消耗品比率はここまできているので、それは全市的な補助金要綱みたいなものを提案するときに少し議論していただいてもいいのではないかと思う。
- 補助金というのは、後の提言に出てくるが、自分たちが住民自治だとか福祉だとか地域のために考えたときに、自助努力というのはこうなんとかやろうじゃないかという気持ち意欲、その辺りが大事ではないかと思う。
- （補助金の）お金がなくならないように、自分たちが補助金を使って生活がよくなったら、その戻ってきた分はもう一回そこへ返してやるというそういうシステムができないかと思うが、これは非常に至難なことなので、ここでどうこうは言わないが、そういう考え方もどこかで考えてほしいと思う。
- 見直し対象となる補助金で、これを行政の方だけで出来るのか。出来てしまえばいいが、そういう見直しをするための組織みたいなものは必要ないか。例えばまちづくり基金などで発表があつて審査したりするが、こういう理由でここはこう減らすなど、そういうようなことが団体に分かるような説明などは必要ではないか。
- 誰が見直しをするのかという質問に対して所管の部局で見直しをすると回答があつたが、役所の場合やもすると予算を使い切ることが、自分が仕事をしたことになるという風潮があるように思う。今の段階ではいかに少ない費用で効果的に仕事をするという風に意識を変える。所管している部局が見直しを検討するというが、本来ならこれくらいの大きな事業であればそういうことを専門的に見直す組織があつて他の部局に口出しをすることをやらないとできないのではないか。
- 他のところでは、外部評価委員会ということをやっているところがある。いわゆる学識経験者もいいが、今後の地域包括的補助金のことを考えると、地域協議会の連合会などの意向を反映して、地域づくり、地区づくりなど、使い勝手の良いものにしていく、そのような委員構成でやるといい。自治連合会の会長さんとか、外部評価の学識経験者とかで考えている。
- 検証のところ、誰が検証して修正するのかというところの機能を明確にしておかないと、検証しただけになってしまう。誰が検証して方向性を持って舵取りしていくのかを明確にしておく必要があると思う。

○特に見直しとか打ち切るといふ意見を言うのは、同じ地域にいて、どのようなことをやっているというのを知っている場合、ちょっとつらい部分がでてくるので、事情があまり分からなくて、自由に意見が言えるような方、外部評価と言っていたが、そういった機関があるといいと思う。

イ) 補助対象事業費

ウ) 補助金の目的分類

エ) 補助率

○中には10/10出さなければならない事業もある。

オ) 交付期間

○今年なのか、3年、5年、10年かけてやるのか約束事を作ると理想。

○団体補助は一気に廃止はできないので、3年とか5年という期間を区切って、段階的移行をしているのが他の市で多く見られる。

## 2 地域振興関係補助金について

| 合併協定項目 | 調整内容   |
|--------|--|
| 独自の補助金 | 各市町村独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、新市全体の均衡を保つよう調整を図る。 |

### 【委員意見】

- 市単独補助金としての交付は見直し、地域づくり基金の中で考えるべきではないか。
- 花飾り事業で多額な補助金が出ている地域がある一方ではボランティアで種まきから行っているところもあり、公平性の観点からおかしいのではないか。
- 地域振興的な補助金の中でも残してもらいたいものもある。
- 地域振興関係補助金の内容を見ると教育2件、農業1件、環境4件、祭り3件、福祉1件、観光2件など散在している。部署をまとめて行ったほうが、投資対効果が大きくなるのではないか。
- 各地域の地域協議会で地域づくり補助金の使い方を考え、市の単独補助金を使わないでやっていこうとすることが大事である。
- 花づくりなどは、地域の美化として大きくまとめ、花壇づくり、清掃事業などを入れて、現場の知恵が働くような大きくくりのメニュー化が必要。一般的にそれをやっている。他の市の事例では、市民活動支援事業、協働のまちづくり活動枠のようなものを作っており、そこにそれぞれの部局から補助メニューを出し、そこで地区ごとの協働について協議会で議論させる。補助金の出し方の仕組みの変更にまで手をつけている市もある。
- 個別補助金という考えをやめ総合化するという方法がある。制度のあり方を議論したほうが良い。目的は、市民、団体が使いやすく、地域づくりが発展、活性化するための支援金だ。幸い、地域自治区が13区ある。その中の団体の中で、自分たちの地区をどういう地区にするのかを考えてもらう。全体が同じである必要がない。地域づくりの方針がある。一律で同じように13で割るのではなく、今年度はこの地区はここに重点を置く、という選択と集中、メリハリをつける必要がある。地域協議会で、自分たちの地区の5カ年計画を作るような議論がされると良い。
- 従来の実績等を尊重し、市全体の均衡を保つとある。簡単に考えると収入と支出と考える

ると収入があつて支出がある、必要な支出があるから収入を増やすとなる。行政改革の場合は収入の場合は増えることはないを考える。その範囲内で補助金をみんな市の財政はやっていくということ。そうするとここにあるように合併した町村の旧と新、新しくなった時に比較するとこっちはもらっているこっちはもらっていないという現象が起きている。それをお互いに理解して合併したわけですので、なんとかどこか中庸というところにだいたい合わせていこうというのが改革ではないかと考える。具体的に言うと、旧市町村の恵那市は昭和の合併から 50 年たつて今がある。今度は恵南のほうですが、旧町村の場合は合併して 4 年、当然差はある。しかも合併のときに難しいので決められなかった現実がある。だから今の問題がある。お互いに 50 年の先輩と新しい人、なんとか近づけていけばいい。

- 旧恵南、旧恵那市という見方で、市にはこういう体制があるからということとそこに吸収するというのでは大きな抵抗があると思う。こういったものを統一していくのであれば、単純に考えると全体をもう一度おさらいして、体制、仕組みを確立した上でその中に当てはめていくというやり方が一番いいと思う。
- 補助金というのは毎年同じような決まった金額を権利のようにもらうという感覚もあつて動くわけだが、そうではなく市の収入に合わせた、変化に柔軟にあわせて補助金も変化するような仕組みを作れば、市の財政を圧迫することがなくうまく運営できるのではないかと思う。過去の議事録の中で発言があるが、当然補助金をもらう以上はそれなりの計画を持ち、結果を出す体制を作る必要がある。
- 行事の重要性というものも地域にあると思うが、ある程度その地域、これだけの事業があつて総予算があつて、その中の予算配分をその地域の振興事務所のみなさんにまかせていくということではできないか。一律 10%カットするというのではなくて、確かに総予算としてはカットしてその中の重要性、地域としては、これは自分たちの予算でやろう、これは増額してやろうという予算配分。全てをカットすることよりも行事の内容でもって、地域での重要性に応じた予算配分、総予算を落とした中でのやり方を考えていくということではできないか。
- 振興事務所の中、地域の中で似たようなものがあれば一本化していくとか、あるいは一つのものに統一させるとかそういったことができるような気もする。予算組みの中でどうするか自分たちで工夫する、そういった余地があるのではないか。
- 合併してよかったこと。例えばお花を植えるという活動を、いかに経費を節減して地域の人たちの力でやっていくか、そういう先進的にやっている地域の情報やノウハウを合併したことでそれを伝え聞く。情報の行き来が合併によってスムーズにでき、いいところ取りができる。うまくいっているところのいいところを素直に取り入れるということが必要。そこに行政の方がうまく入っていただくことによって、情報を得られやすくするような役割をつとめていただくことが必要だと思う。
- ふるさと祭りの補助金でも地域によって値段がぜんぜん違う。例えば山岡は 80 万円と書いてあるが、80 万の使われ方というのが、80 万本当にいるのかということになる。本当に毎年毎年 80 万円かかるのであれば、どこかで自分たちのものにしてしまえば、例えばやぐらを組むのに毎年どこから借りてくるとか、そういうことがあるなら、自分たちのものにしてしまつたらどうか。
- 適正に削減する、しないというのは各振興局に割り振っておいて、地元は何を強くした

いのか、そのために何を我慢するのか、自分たちで工夫してもらったほうが、体制としてうまくいくような気がする。協働のまちづくりというものがあるので、自分たちが、市民が、参加意識をもって補助金に対しても自分たちで考えて本当に必要なかどうかと考えて工夫していくような体制にしたほうがいいのではと思う。

- 多くのところでは市町村の特性を考えて、この場合は地域自治区に権限委譲するということも含めてやられているのが実態だと思う。地域自治区がないところは自治会連合会など、なんらかの地域の中でオーソライズされているところ、そういうところの知恵の中でないと細かい工夫が出てこない。
- 気をつけないといけないのが、明智で大正村などのイベントなどをやったものが全市的な意味合いを持つのか地区特性なのか。その区別の仕方。基本的には大正村でやっていることは明智のこと。それを全市的な仕事だということまで現場が提案すれば、例えばイベントをすれば明智鉄道の乗車人員が増えるとか鉄道収入とかこういう影響があるということが現場から出る。そういう風でないと現場の組織は単なる実行組織になってしまう。
- 国は、部局、省を超えたところで予算を組み立てるということを最近やっている。一律事業があって何パーセント補助します何パーセント補助します、一律 10%カットします。こういうやり方は国ではやっていなくて、現場裁量に任せる発想と、部局、省をこえてやるという仕組みの中で、地域で、現場で考えるという、こういうことでやっている。
- 地域づくり補助金ですが、例えば近隣の飯田市などはむしろここでいう地域づくり補助金を捻出する財源として旧来からの補助金を束ねて、そこから捻出して資金を作っている。それにプラスアルファのせて資金にしている。地域づくり補助金を作る際に旧補助金の仕組みは一旦整理している。この場合はそうになっていなくていわゆる旧来の補助金を継承しておいて広域事務の整理解散から財源を持ってきて新しく地域づくり補助金を作った。2本立てになっている。移行の過程でワンクッションおいて統合しているところもあるので、必ずしも旧来のものを地域づくり事業補助金の方に入れ込んではいけないということで、この審議会で結論付けられるかどうかは議論の対象になる。
- 今残っているものは全市的なものなのか協議会的なものなのか、全体としての方向性はあると思う。ここで地域づくり補助金の範囲、ここをきっちりと議論しておかないと、ここで議会との関係が出てくる。地域の代表性というもの。どこまでを地域協議会に委ねるのかというこの議論を整理しておかないと金額だけの整理ではないのではないかと思う。
- 包括的補助金として地域へ交付することはありがたいし、有意義だと思うが、受ける方の自治区としては、今までよりたくさんのお金を委ねられることになり大変だと思う。組織がしっかりしているところはいいが、相当支援を強化していく必要がある。情報を提供していただくことも必要。
- 住民の努力を引き出すインセンティブとして、繰越制度など。予算分捕りのようになくなってしまって、結果として目指すものにならない。過度の負担を住民にかけてはいけないとともに、インセンティブという仕組みをもう少し議論されてもいいかもしれない。



### 3 同一あるいは同種の団体に対する補助金について

| 合併協定項目            | 調整内容   |
|-------------------|--|
| 同一あるいは同種団体に対する補助金 | 各市町村で、同一あるいは同種の団体に対する補助金等については、関係団体等の理解と協力を得ながら、統合等の推進を考慮し調整を図る。 |

#### 【委員意見】

##### ア) 国際交流関係

- 恵那市国際交流協会と、モンゴル国友好協会については、目的は子供たちの国際交流の感覚を豊かにしていくという子どもの人づくりなので、何とか一元化できたら、いっそう子どもたちの国際感覚を養える。
- 国際交流一つとっても、一つ認めると全部認めないといけなくなる。一覧表を見ても、1 ページの、全市で取り組むものと、ほかのものは区別しないといけない。しっかりメスを入れるべきだ。徹底的に、全市以外のものはゼロから出発すべきだ。
- 一番大事なのが、少子高齢化の問題が、一番この原点に来る。その中で、現在過疎化が進む地域での、合併前からの取り組みがあったいろいろな施策がある。この見直しをすべきところもあるが、まずこの中でもそうだが、モンゴルの国際交流が位置づけなのか、上矢作の中学生だけの旅行がうんぬんという問題もある。まず位置づけが必要。

##### イ) 労働関係

- 当事者の、今の問題ですと労働関係ですが、分かっている人が一同に会して話し合う方がいいと思う。

##### ウ) 商工関係

- 商工会議所と商工会の根本的違いは、商工会は小規模事業者を対象にしている。家に自分と奥さんと子どもぐらいしかいないという業者、商店の人が、商工会を頼り、経営支援をしてもらったり、帳簿をつけてもらったりしている。それが一緒になると、商工会議所だと全くレベルの違う話になる。上矢作の例でいうと、人口減少、高齢化、信号もない、コンビニもない、タクシーもない、電車もバスもないというところの人が、街の中の人と同じような話にはできない。この会議に来るにも私は 40 分かかる。地域間格差はどこかでハンディをつけてもらわないと一緒に成れない。
- 商工会議所と商工会について、合併させたらどうかという話があったが、一度実態を良く調べていただきたいと事務局にお願いしたい。商工会議所と商工会は法律の枠組みが違う。例えば幼稚園が文部科学省、保育園が厚生労働省というように商工会議所と商工会はまったく違う法律でやられている。岐阜県では各務原の商工会議所と川島町商工会が合併したという報道があったが、実は川島町商工会は解散をし、そのまま各務原商工会議所に入会したということになっている。組織、会員構成、収支実態、補助金がどのように使われているか、事業内容、こういったことについて改めて商工会議所と商工会について実態を知らない方がいるので実態を知っていただきたい。
- 商工会議所と商工会という話、個人的にはこの会でこの問題を審議する会ではないと思う。ここで議論する前に商工会と商工会議所で何度も協議いただいた中で考えるべきではないか。
- 同一あるいは同種の団体に対する補助金について、「当分の間は恵那市補助金適正化指

針に基づいて補助金を交付する」とあるが、こういうものは期間を明確にして表すべきではないか。費用的には一元化して効率良くしていくというように考え方を変えた方が、行政にとっては非常に有意義になるのではないか。

エ) 農業関係

○合併以前から旧市町村で同一または同種の団体の事業、土地改良関係がある。これは償還事務が主体になるということだ。償還事務だけでこれだけなのか、土地改良区として何か新しいことをやるのか。実態がよく分からない。内容をよく検討して、補助金のあり方を考えることになると思う。

オ) 全体について

○いろいろな団体に市の方から費用が出ている。商工会議所と商工会、労働組合、協会、それぞれ趣旨、主張があり、なかなかまとまるものではないと思うが、それでもどうしても進めていくべきだと思う。ゼロからスタートし、必要なもの、必要でないものを見るべき。いろいろな団体があるから市民との協働ができるのかもしれないが、どこまでやるかも考える必要がある。

○今後のあり方について、経過を数字で見ると、毎年定額で同じ額だ。ゼロからの出発が一番いいが、大変なことになるので、後ほど補助金の基準が出てくるが、目標に対してどの辺まで有効になっているのか。これがゼロになったらその回はゼロになるのかが大事になる。これをもらう人たちがどう考えていくかが大事になる。みんなのためにやっているのか、自分たちだけでやっているのかで補助金の出し方は違ってくる。市、行政がどういう方向にやりたいのかもある。

○補助金について。補助金の見直しをする。個別補助金を総合化したりメニュー化したりという議論をした。足して2で割るのではなく3で割る方法もあるという提案だった。一方恵那市は地域自治区がある。地域自治を踏まえて、なくしてほしくない補助金だといっても、ほかの地区からいうとうちはそんなことやっていない、という議論もある。したがって企業でいうと、本社が直轄している経費と、支社というか総額を落として事業所で、人件費を減らすか、サービスを落として経費を落とすのかは事業所の問題だ、という考え方で企業は運営している。今日は分野別に補助金を分けているが、本庁直轄補助金と、支所、自治区の裁量でやるものを本庁が支援している、間接的に補助しているものと分けて、間接補助金の中で何にメリハリをつけるかは地域自治区の審議会に任せるといような、削減の工夫、削減を実現するためのプロセスの手法は、もう少し議論しないと、補助金が300、400と挙がってくると、その一つ一つをこの審議会ではなかなか査定はしきれない。むしろこれは本庁直轄補助金がいい、これは地域自治区裁量補助金としたほうがいいのか、それを本庁は20%、自治区は10%削減する、というような議論の仕方をした方が、住民の理解も得やすいのではないか。

#### 4 同一あるいは同種の事業に対する補助金について

| 合併協定項目            | 調整内容  |
|-------------------|---|
| 同一あるいは同種事業に対する補助金 | 各市町村で、同一あるいは同種の事業に対する補助金等については、制度の統一化に向けて調整を図る。 |

## 【委員意見】

- 「国際交流事業補助金」と「モンゴル国友好協会活動補助金」について、「国際交流事業補助金」として一つにまとめられないか。
- スポーツ関係の補助事業が幾つもあるが、一つにまとめることはできないのか。
- 山岡のレディースネットワークは、市の男女共同参画推進経費に関連とあるが、男女共同参画に関することなら、レディースネットワーク事業をそこに位置づけて一元化してもらう方法がある。
- 山岡の環境美化の事業についてはここに位置づけなくてもまちづくり山岡の環境美化事業というのがあるので、そこでやればいい事業ではないかと思う。金銭的に財政的に削減できるかどうかはわからないが、組織的にはそういう位置づけにしたほうがいい
- 山岡のふるさとまつりと祭典は金額が大きいのでこれをどこに位置づけたらいいのかわからないが、恵那市全体で恵那ふるさとまつり事業補助金という予算があるが、この中だけではこれまでやっていたことをやることはできないが、どこかで、地域づくりということで考えてやっていけたらいいと思う。社会体育のほうも、ここでもらわなくても体育連盟のほうで出してもらするなどいろいろな方法があると思う。
- 例えばハーフマラソン、恵那市が体育連盟に人件費として委託するというところで行っている事業であったり、大正村クロスカントリーは市の補助金として出す、地域がボランティアで行うという補助金制度に見えない部分、表に出ない部分があるのかなと思う。今財政が厳しい中で、10年後20年後、ずっと恵那市が生きていくための施策をしていくということになると思うが、そこで地域のみなさんお見直しの意見がまず大切だと思う。一本化するものは一本化する。わかりやすく補助金も見えるところで整合性と、もちろん公平性も見ていってほしいと思う。その事業の位置づけで、じゃあ町でやりたい、ほしいと言った時の受け皿として、やっぱり自治区と地域協議会が頑張ってもらって、そこで練って体力をつけてまちづくりに貢献する、行財政改革という行政と財政と両面から考えていかないとまずいと思う。

### 資料3 審議会開催状況（補助金の適正化について）

#### 恵那市行財政改革審議会開催状況（補助金の適正化について）

| 回数            | 開催年月日          | 主な検討内容  |
|---------------|----------------|---|
| 平成20年度<br>第2回 | 平成20年12月25日(木) | ・「補助金の適正化」について<br>【説明】  |
| 平成20年度<br>第3回 | 平成21年2月10日(火)  | ・「補助金の適正化」にかかる審議の進め方について<br>・市単独補助金の概要について<br>【質疑・意見】         |
| 平成20年度<br>第4回 | 平成21年3月26日(木)  | ・「同一あるいは同種の団体に対する補助金」について                                     |
| 平成21年度<br>第1回 | 平成21年5月14日(木)  | ・「地域振興関係補助金」について<br>・「同一あるいは同種の事業に対する補助金」について                 |
| 平成21年度<br>第2回 | 平成21年6月25日(木)  | ・「同一あるいは同種の団体に対する補助金」について【補足説明】<br>・提言書について<br>・パブリックコメントについて |
| 平成21年度<br>第3回 | 平成21年7月29日(水)  | ・提言書について<br>【修正案の確認】  |

## 資料4 恵那市行財政改革審議会条例

恵那市行財政改革審議会条例

平成17年1月25日  
条例第12号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行財政の実現に資するため、恵那市行財政改革審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、行財政の実態に検討を加え、行財政運営の改善に関する基本的事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して、市長に建議をし、又は市長の諮問に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市の区域内の公共的団体の代表者その他住民のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、公共的団体の代表者として任命された者の任期は、2年以内で当該公共的団体の代表者の任期による。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員任命後最初の審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料5 恵那市行財政改革審議会名簿

平成 20 年度

(五十音順・敬称略)

| 氏 名    | 選出団体または現就任役職名               | 備考           |
|--------|-----------------------------|--------------|
| 磯部 数子  | 恵那市まちづくり市民協会                |              |
| 海野 大吉  | (元) 明光化成工業株式会社              |              |
| 大井 守男  | 前恵那市行財政改革審議会会長              |              |
| 小椋 一郎  | 恵那市自治連合会《恵那市自治連合会会長》        |              |
| 加藤 寿美枝 | 恵那市まちづくり市民協会                |              |
| 河原 千明  | 恵那市恵南商工会《恵那市恵南商工会副会長》       |              |
| 篠田 大作  | (社) 恵那青年会議所《(社) 恵那青年会議所理事長》 | ～H21. 2. 10  |
| 田口 譲   | 公募委員                        |              |
| 田中 義人  | 東海神栄電子工業株式会社                |              |
| 玉置 佳代子 | 山岡町レディースネットワーク運営委員顧問        |              |
| 柘植 麻美  | 税理士                         |              |
| 中崎 喜美子 | 恵那市社会教育委員                   |              |
| 永治 綱喜  | リコーエレメックス株式会社               |              |
| 堀 光明   | 恵那市議会《恵那市議会総務文教委員長》         | ～H20. 12. 25 |
| 堀井 文博  | 恵那市議会《恵那市議会総務文教委員長》         | H20. 12. 25～ |
| 山本 恵嗣  | 恵那商工会議所 《恵那商工会議所副会頭》        |              |
| 渡辺 好作  | (社) 恵那青年会議所《(社) 恵那青年会議所理事長》 | H21. 2. 10～  |
| 西村 貢   | 岐阜大学地域科学部教授                 | オブザーバー       |

平成 21 年度（平成 21 年 9 月現在）

（五十音順・敬称略）

| 氏 名    | 選出団体または現就任役職名             | 備考          |
|--------|---------------------------|-------------|
| 安藤 誠一郎 | 恵那市社会教育委員                 |             |
| 磯部 数子  | 恵那市まちづくり市民協会              |             |
| 市川 美彦  | 地域自治区地域協議会連絡会議座長          | H21. 6. 25～ |
| 海野 大吉  | （元）明光化成工業株式会社             |             |
| 小椋 一郎  | 恵那市自治連合会《恵那市自治連合会会長》      | 審議会長        |
| 加藤 寿美枝 | 恵那市まちづくり市民協会              |             |
| 河原 千明  | 恵那市恵南商工会《恵那市恵南商工会副会長》     |             |
| 田口 譲   | 公募委員                      |             |
| 田中 義人  | 東海神栄電子工業株式会社              |             |
| 柘植 麻美  | 税理士                       |             |
| 永治 綱喜  | リコーエレメックス株式会社             |             |
| 原 美奈子  | 山岡レディースネットワーク             |             |
| 堀井 文博  | 恵那市議会《恵那市議会総務文教委員長》       |             |
| 山本 恵嗣  | 恵那商工会議所《恵那商工会議所副会頭》       | 副審議会長       |
| 渡辺 好作  | （社）恵那青年会議所《（社）恵那青年会議所理事長》 |             |
| 西村 貢   | 岐阜大学地域科学部教授               | オブザーバー      |

提言書－補助金の適正化について－

平成21年9月

恵那市行財政改革審議会

事務局 恵那市企画部企画課経営管理係  
連絡先 0573-26-2111（内線 332）